

令和8年度(2026年度) 千葉大学文学部人文学科

国際言語文化学コース

学校推薦型選抜問題

小論文

注意事項

- この冊子は、監督者から解答を始めるよう合図があるまで開かないでください。
- 監督者から指示があったら、解答用紙の上部の所定欄には受験番号を必ず記入してください。
- 解答は横書きとします。
- 解答用紙は、記入の有無にかかわらず、持ち帰ってはいけません。
- この冊子は持ち帰ってはいけません。
- 落丁、乱丁又は印刷の不備な物があったら申し出てください。

I イギリスの作家 D・H・ロレンスの長編小説『チャタレイ夫人の恋人』と「わいせつ出版物法」(Obscene Publications Act)をめぐる 1960 年の裁判についての BBC の記事を読み、設問に答えなさい。文中の * は、記事の後に、語注があることを示しています。

著作権保護の観点から、公開 していません。

著作権保護の観点から、公開
していません。

著作権保護の観点から、公開していません。

Kenny, Nicola. "It's Rather Different from Selling An Ordinary Book': How Lady Chatterley's Lover Was Banned – and Became A Bestseller," BBC, 4 November 2024
(<https://www.bbc.com/culture/article/20241031-how-lady-chatterleys-lover-was-banned-and-became-a-bestseller>) より抜粋のうえ、一部改変.

【語注】

indecent	みだらな、下品な
uncensored	検閲されていない
prosecuted	起訴された
obscenity	わいせつ
allay	静める、和らげる
reclaim	取り戻す
director of public prosecutions (DPP)	公訴局長官
conviction	有罪判決
summoned	出廷を求めた、召喚した
puritan	(宗教・道徳に) 厳格な人、潔癖主義者
prosecution	起訴、犯罪訴追手続き
gratuitous	必要のない、よけいな
presided	主宰した、統轄した
all and sundry	ありとあらゆる人
deliberate	審議・協議する
unanimous	満場一致の、全員一致の
acquittal	無罪放免

問1. 1960年の裁判では、何が問題となり、出版社と公訴局はそれぞれどのような主張をしましたか。また、陪審員の評決はどのようなもので、この裁判はどのような影響を及ぼしましたか。日本語で簡潔に答えなさい。

問2. 社会的に問題があるとの理由で出版物を規制することについて、どのように考えますか。あなたの自身の考え方を、日本語で論じなさい。

II 次の文章は、作家・高村薫の講演原稿「小説の現在地とこれから」の抜粋です。この文章を読んで設問に答えなさい。

**著作権保護の観点から、公開
していません。**

著作権保護の観点から、公開
していません。

著作権保護の観点から、公開していません。

高村薫「小説の現在地とこれから」『新潮』2018年6月号、156-166頁。一部改変。

問1. 純文学とエンターテインメントの差がなくなったことについて、高村はその理由をどのように捉えているか、説明しなさい。

問2. 高村の考える「文体」とはいかなるものか、本文の内容に即して説明しなさい。

問3. 下線部に端的に表れている高村の見方に関連して、あなた自身は小説の未来をどのように考えるか。みずからの考察を自由に記述しなさい。その際、これまでに読んだことのある作家・作品に具体的に言及しながら論ずること。